

平成 30 年度

監 査 結 果 報 告

(財政援助団体等監査)

平成 31 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

第1 監査の対象

平成30年度定期監査においては、環境建設部5課、東城支所3室及び議会事務局を対象に監査を実施したが、これに関連して次に掲げる団体を対象に、財政援助団体等監査を実施した。

交付金交付団体については、平成29年度に執行された交付金に係る出納や事務を対象に監査を実施した。

また、公の施設の管理団体については、平成29年度に執行された公の施設の管理に係る出納や事務を対象に監査を実施した。

1 交付金交付団体

交付事業者：小奴可の里自治振興区

交付金名：自治振興区振興交付金

交付金交付額：9,796,303円

所管部署：東城支所総務室

2 公の施設の管理団体

(1) 指定管理者：小奴可の里自治振興区

指定管理施設：庄原市小奴可自治振興センター

指定管理料：1,467,414円

所管部署：東城支所総務室

(2) 指定管理者：株式会社ニュー東城

指定管理施設：庄原市東城中央運動公園

指定管理料：14,297,473円

所管部署：東城支所産業建設室

(3) 指定管理者：株式会社ニュー東城

指定管理施設：庄原市東城交流拠点施設(遊YOUさろん東城)

指定管理料：3,853,980円

所管部署：東城支所産業建設室

第2 監査の期間

平成31年1月25日から平成31年3月15日まで

第3 監査の目的及び方法等

団体及び団体を所管する部署の事務が、関係法規や団体の経理規程等に基づき適正に執行されているか、交付金は目的、交付条件等に基づき適正に執行されているか、公の施設の管理は基本協定、年度協定等に基づき適正に執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、団体及び所管する部署から提出された関係書類を監査し、平成 31 年 3 月 1 日に団体事務所において関係者からの聴取により実施した。

第 4 監査の結果

団体及び団体を所管する部署の事務は、概ね適正に行われているが、改善、検討を必要とするものについては、次のとおりであるので、団体を所管する部署は、団体への指導等の適切な措置を講じるとともに、団体においては指導等に応じた適切な対応を講じられたい。

なお、事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

1 交付金交付団体

(1) 小奴可の里自治振興区(所管部署：東城支所総務室)

ア 自治振興区振興交付金

自治振興区振興交付金は、活力ある地域づくりを自主的、総合的に推進する自治振興区の運営を支援し、住民自治システムの確立を推進するため交付するものである。

なお、小奴可の里自治振興区及び所管部署について、個別の特記事項はない。

2 公の施設の管理団体

(1) 小奴可の里自治振興区（所管部署：東城支所総務室）

ア 庄原市小奴可自治振興センター

庄原市小奴可自治振興センターは、協働のまちづくりをめざし、住民自治活動の充実を図るため、自治振興区等の主体的な地域づくり活動並びに生涯学習活動等の拠点施設である。

なお、小奴可の里自治振興区及び所管部署について、個別の特記事項はない。

(2) 株式会社ニュー東城（所管部署：東城支所産業建設室）

ア 庄原市東城中央運動公園

庄原市東城中央運動公園は、都市公園法に基づき、地域住民の健康増進、スポーツ振興の発展を目的とした施設である。

(ア) 修繕費について（団体及び所管部署に対するもの）

精算対象である修繕料については、修繕費の累積額が年度協定額を超過しており、超過前に、書面により関係部署と協議されたい。

イ 庄原市東城交流拠点施設（遊YOUさろん東城）

庄原市東城交流拠点施設（遊YOUさろん東城）は、多様な交流の促進及び地域資源の活用による産業振興により市の活性化を目的とした施設である。

(ア) 人件費について（団体及び所管部署に対するもの）

市に提出された指定管理に係る決算書で、人件費の内訳に委託料や保守料が含まれており、管理費等での執行を検討されたい。